

## ○いじめ調査結果検証等委員会条例

平成二十六年三月二十七日  
宮城県条例第十二号

いじめ調査結果検証等委員会条例をここに公布する。

いじめ調査結果検証等委員会条例

(設置)

**第一条** 知事の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十八条第一項の規定による調査の結果その他同項に規定する重大事態に関する重要事項を調査審議するため、宮城県いじめ調査結果検証等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織等)

**第二条** 委員会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、教育、法律、心理、福祉等に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第三条** 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

**第四条** 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第五条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第六条** 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略